

社会・援護局関係主管課長会議資料

平成30年3月1日（木）

総務課

目 次

重点事項

- | | | |
|----|---|----|
| 第1 | 平成30年度社会・援護局(社会)関係予算(案)及び生活困窮者自立支援法等の一部改正法案について | 1 |
| 第2 | 簡素な給付措置(臨時福祉給付金)について | 7 |
| 第3 | 矯正施設退所者の地域生活定着支援について | |
| | 1 事業概要について | 10 |
| | 2 平成30年度予算案の内容等について | 10 |
| 第4 | 自殺対策の推進について | |
| | 1 自殺対策の状況等について | 16 |
| | 2 今後の自殺対策について | 17 |

連絡事項

- | | | |
|---|------------------------------|----|
| 1 | 無料低額介護医療院利用事業等について | 24 |
| 2 | 共同募金運動について | 26 |
| 3 | 社会福祉事業従事功労者等に対する厚生労働大臣表彰について | 28 |

参考資料

- | | | |
|--|----------------------------|----|
| | 平成30年度社会・援護局関係主要行事予定<社会関係> | 29 |
|--|----------------------------|----|

第1 平成30年度社会・援護局（社会）関係予算（案）及び生活困窮者自立支援法等の一部改正法案について

平成30年度の社会・援護局（社会）関係予算（案）全体は、3兆74億円であり、生活保護基準の必要な見直しを行うとともに、生活保護や生活困窮者支援をはじめ地域福祉等に関する様々な課題に対応するために必要な予算を計上したところである。

特に、生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援を含め、今国会に生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに係る関連法案「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案」を予算関連法案として提出し、生活困窮者等の一層の自立の促進を図ることとしている。

このほか、「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの推進、新たな自殺総合対策大綱を踏まえた自殺総合対策の更なる推進、福祉・介護人材確保対策の推進、社会福祉法人等に対する支援、東日本大震災や熊本地震からの復旧・復興に向けた支援を推進していくので、各地方公共団体におかれては、積極的な事業実施をご検討いただくとともに、効果的に負担金や補助金等をご活用いただくようお願いしたい。

<主要事項>

○ 「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり 26億円（20億円）

○ 生活困窮者の自立支援の強化 432億円（400億円）

（主な充実内容）

・ 自立相談支援事業、家計相談支援事業、就労準備支援事業の一体的実施や居住支援の推進など、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化

・ 小学生や高校生世代に対する子どもの学習支援の充実 47億円（35億円）

・ 生活保護受給者に対する家計相談支援【新規】 2.3億円

・ 居住支援の推進【新規】 2億円

○ 生活保護の適正な実施 2兆9,009億円（2兆9,117億円）

・ 一般低所得世帯の消費実態（年齢、世帯人員、居住地域別）との均衡を図り、生活扶助基準の見直し（増減額）を実施

※ 減額については、▲5%以内にとどめる。

※ 平成30年10月以降、3段階実施

・ 生活保護世帯の子どもの大学等への進学の支援【新規】 17億円

・ 医療扶助の適正実施の強化【新規】 49億円

○ 自殺総合対策の更なる推進 31億円（30億円）

○ 「入門的研修」の創設や介護職のイメージ刷新等の福祉介護人材確保対策の推進等

※ 平成30年度予算（案）額を記載（括弧書きは平成29年度予算額）

平成30年度予算案のポイント(社会・援護局(社会))

I 「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり 【26億円】(20億円)

支え手側と受け手側が常に固定することなく、皆が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる「地域共生社会」の実現を目指す。

II 生活困窮者自立支援の強化及び生活保護制度の適正実施

<生活困窮者自立支援の強化> 【432億円】(400億円)

平成30年通常国会に生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の一体的な見直しに係る関連法案を提出し、生活困窮者等の一層の自立を促進。

- 自立相談支援事業、家計相談支援事業、就労準備支援事業の一体的実施や居住支援の推進など生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化
- 小学生や高校生世代に対する子どもの学習支援の充実
- 生活保護受給者に対する家計相談支援や広域実施の推進等による就労支援の強化 等

<生活保護の適正な実施>

- 一般低所得世帯の消費実態(年齢、世帯人員、居住地域別)との均衡を図り、生活扶助基準の見直し(増減額)を実施
 - ※ 減額については、▲5%以内にとどめる。
 - ※ 平成30年10月以降、3段階実施
- 生活保護世帯の子どもの大学等への進学への支援
- 後発医薬品の原則化、レセプトを活用した医療扶助の適正化 等

III 自殺総合対策の更なる推進 【31億円】(30億円)

- 自殺対策基本法及び平成29年7月に策定した自殺総合対策大綱に基づき、地域自殺対策強化交付金による地域の実情に応じた実践的な自殺対策の取組を支援する。
- 子ども・若者の自殺対策について、インターネットを通じて自殺願望を発信する若者の心のケア対策の充実を図るため、ICTを活用した相談窓口への誘導、SNSによる相談、若者の居場所づくり支援を行う。

IV 福祉・介護人材確保対策の推進

福祉・介護人材確保を図るため、地域医療介護総合確保基金(→老健局計上)の活用などを通じて、福祉・介護人材の確保を総合的・計画的に推進。

- 地域医療介護総合確保基金による総合的・計画的な介護人材確保の推進 地域医療介護総合確保基金(60億円)の内数
- 介護職のイメージ刷新等による介護人材確保対策の強化 3.7億円(新規)
- 経済連携協定等の円滑な実施(外国人介護福祉士候補者等への支援) 等

○ 社会福祉法人や社会福祉施設等に対する支援

○ 東日本大震災や熊本地震からの復旧・復興に向けた支援

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化、生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援、児童扶養手当の支払回数の見直し等の措置を講ずるほか、医療扶助における後発医薬品の原則化等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 生活困窮者の自立支援の強化(生活困窮者自立支援法)

- (1) 生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化
 - ① 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施を促進
 - ・ 就労準備支援事業・家計改善支援事業を実施する努力義務を創設
 - ・ 両事業を効果的・効率的に実施した場合の家計改善支援事業の国庫補助率を引上げ(1/2→2/3)
 - ② 都道府県等の各部局で把握した生活困窮者に対し、自立相談支援事業等の利用勧奨を行う努力義務の創設
 - ③ 都道府県による市等に対する研修等の支援を行う事業を創設
- (2) 子どもの学習支援事業の強化
 - ① 学習支援のみならず、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等も追加し、「子どもの学習・生活支援事業」として強化
- (3) 居住支援の強化(一時生活支援事業の拡充)
 - ① シェルター等の施設退所者や地域社会から孤立している者に対する訪問等による見守り・生活支援を創設 等

2. 生活保護制度における自立支援の強化、適正化(生活保護法、社会福祉法)

- (1) 生活保護世帯の子どもの貧困の連鎖を断ち切るため、大学等への進学を支援
 - ① 進学の際の新生活立ち上げの費用として、「進学準備給付金」を一時金として給付
- (2) 生活習慣病の予防等の取組の強化、医療扶助費の適正化
 - ① 「健康管理支援事業」を創設し、データに基づいた生活習慣病の予防等、健康管理支援の取組を推進
 - ② 医療扶助のうち、医師等が医学的知見から問題ないと判断するものについて、後発医薬品で行うことを原則化
- (3) 貧困ビジネス対策と、単独での居住が困難な方への生活支援
 - ① 無料低額宿泊所について、事前届出、最低基準の整備、改善命令の創設等の規制強化
 - ② 単独での居住が困難な方への日常生活支援を良質な無料低額宿泊所等において実施
- (4) 資力がある場合の返還金の保護費との調整、介護保険適用の有料老人ホーム等の居住地特例 等

3. ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進(児童扶養手当法)

- (1) 児童扶養手当の支払回数の見直し(年3回(4月,8月,12月)から年6回(1月,3月,5月,7月,9月,11月)) 等

施行期日

平成30年10月1日(ただし、1.(2)(3)は平成31年4月1日、2.(1)は公布日、2.(2)①は平成33年1月1日、2.(3)は平成32年4月1日、3.(は平成31年9月1日※ 等)
※平成31年11月支払いより適用

生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化①

1. 基本理念・定義の明確化

- 生活困窮者の自立支援の基本理念の明確化
 - 生活困窮者の尊厳の保持
 - 就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立といった生活困窮者の状況に応じた、包括的・早期的な支援
 - 地域における関係機関、民間団体との緊密な連携等支援体制の整備(生活困窮者支援を通じた地域共生社会の実現に向けた地域づくり)
- 定義規定を「生活困窮者とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」に見直す。

生活困窮者支援に携わる多数かつ他分野にわたる関係者間において、基本理念や定義の共有を図ることにより、適切かつ効果的な支援を展開

2. 自立相談支援事業等の利用勧奨の努力義務の創設

- 事業実施自治体の各部局(福祉、就労、教育、税務、住宅等)において、生活困窮者を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことを努力義務化。

関係部局との連携強化により、自立相談支援窓口につながっていない生活困窮者を確実につなげ、適切な支援を実施

3. 関係機関間の情報共有を行う会議体の設置

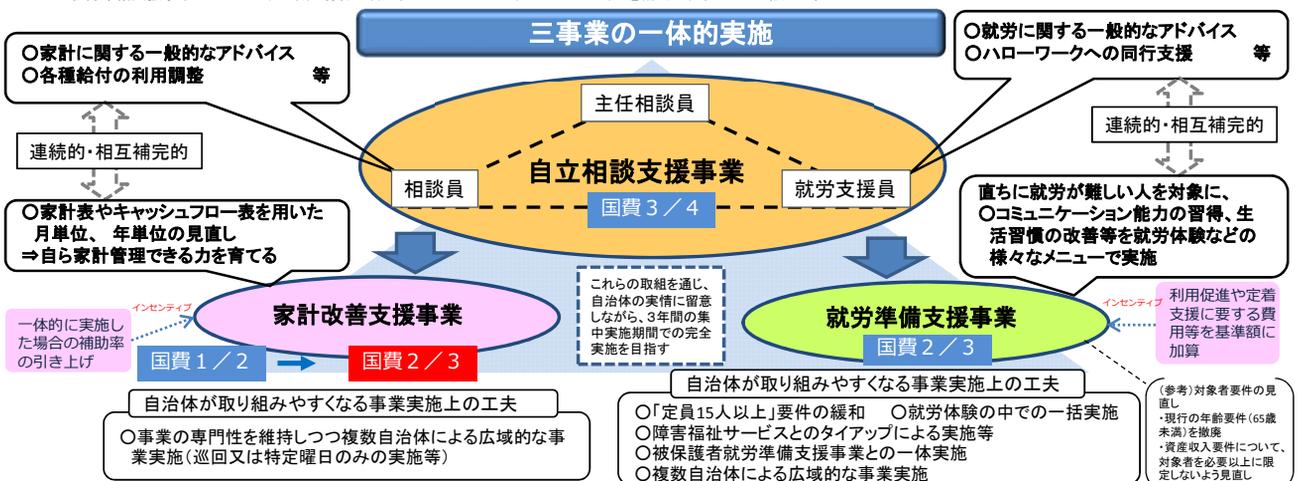
- 事業実施自治体は、関係機関等を構成員(※)とする、生活困窮者に対する支援に関する情報の交換や支援体制に関する検討を行うための会議の設置をできることとする。
 - (※)自治体職員(関係分野の職員を含む)、自立相談支援事業の相談員、就労準備支援事業・家計改善支援事業等法定事業の支援員、各分野の相談機関、民生委員等を想定。
- 生活困窮者に対する支援に関する関係者間の情報共有を適切に行うため、会議の構成員に対する守秘義務を設ける。

会議における情報共有等の結果、世帯全体としての困窮の程度の把握等が進み、深刻な困窮状態にある生活困窮者や困窮状態に陥る可能性の極めて高い生活困窮者等への早期、適切な支援が可能

生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化②

4. 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施の促進

- 就労準備支援事業と家計改善支援事業について、自立相談支援事業と併せて一体的実施を促進するため、以下を講ずる。
 - 就労準備支援事業と家計改善支援事業について、その実施を努力義務とする。
 - 国は、両事業の適切な推進を図るために必要な指針を策定し、事業実施上の工夫等を図る。
 - 両事業が効果的かつ効率的に行われている一定の場合には、家計改善支援事業の補助率を引き上げる(1/2→2/3)。
- ※ 就労準備支援事業については、生活困窮者の利用促進につながるようなインセンティブを補助の仕組みとして設ける。



5. 都道府県による研修等の市等への支援事業の創設、福祉事務所を設置していない町村による相談の実施

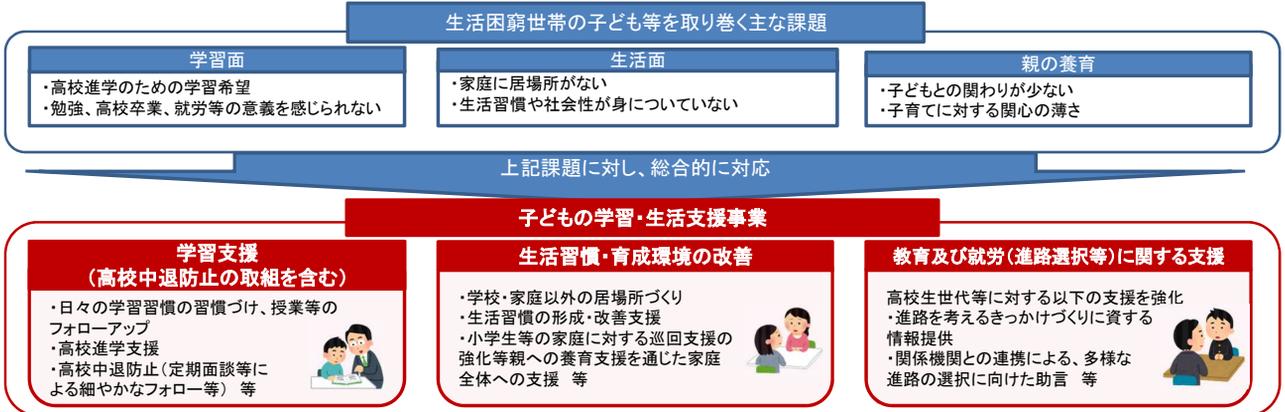
- 都道府県において、市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくりなど市等を支援する事業を努力義務化し、国はその事業に要する費用を補助(補助率:1/2)
- 現行法では実施主体となっていない福祉事務所を設置していない町村であっても、生活困窮者に対する一次的な相談等を実施することができることとし、国はその要する費用を補助(補助率:3/4)。

子どもの学習支援事業の強化・居住支援の強化(一時生活支援事業の拡充)

1. 子どもの学習支援事業の強化

・子どもの学習支援事業について、学習支援に加え、以下を担う「子どもの学習・生活支援事業」として強化。

- ① 生活困窮世帯における子ども等の生活習慣・育成環境の改善に関する助言
- ② 生活困窮世帯における子ども等の教育及び就労(進路選択等)に関する相談に対する情報提供、助言、関係機関との連絡調整



2. 居住支援の強化(一時生活支援事業の拡充)

・現行の一時生活支援事業を拡充し、以下の対象者に対し、一定期間、訪問による見守りや生活支援等日常生活を営むのに必要な支援を追加することにより、居住支援を強化。

- ① シェルター等を利用していた人
- ② 居住に困難を抱える人であって地域社会から孤立している人

(※) 昨年改正された住宅セーフティネット法(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律)とも連携

支援を必要とする人同士や地域住民とのつながりをつくり、相互に支え合うこと(互助)にも寄与することにより、地域で継続的・安定的な居住を確保

生活保護世帯の子どもへの大学等への進学支援

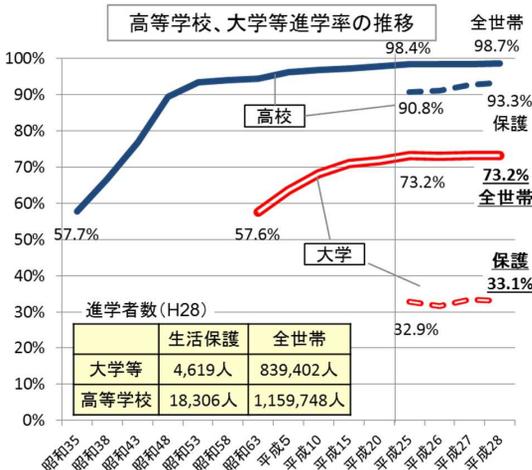
生活保護世帯の子どもへの進学率が全世帯の子どもより著しく低いことを踏まえ、貧困の連鎖を断ち切り、生活保護世帯の子どもへの自立を助長するため、生活保護制度に起因する課題に対応した支援策を講じる。

大学等進学時の一時金の創設

生活保護受給世帯の子どもが大学等に進学した際に、新生活の立ち上げ費用として一時金を給付する。
(自宅通学で10万円～自宅外通学で30万円)

(参考) 大学等就学中に住宅扶助を減額しない措置の実施

大学進学後も引き続き、出身の生活保護世帯と同居して通学している場合は、大学等に通学している間に限り、子どもの分の住宅扶助額を減額しない措置を講じる。



東京都23区(1級地の1) 母子2人の3人世帯における第1子の大学等進学前後の生活保護基準額の例

母(40～20歳)、第1子:高校卒業生(18歳)、第2子:高校生(18～15歳)の世帯では、第1子が大学等に進学すると生活保護から外れその分の生活保護費が減額となる

	進学前	進学後	差
生活扶助	18万9,120円	14万5,100円	▲4万4,020円
住宅扶助(上限額)	6万9,800円	6万4,000円	▲5,800円
高等学校等就学費(第2子)	1万600円	1万600円	0
合計	26万9,520円	21万9,700円	▲4万9,820円

(注) 金額は平成30年4月1日現在

(参考) 第1子の高校卒業に伴い給付されなくなる母子加算(子1人は22,790円、子2人めは+1,800円)、及び第1子の高等学校等就学費(1人あたり10,600円)を含めると、合計で約6万円の減額となる。

生活習慣病の予防等の取組の強化、医療扶助の適正化

1. 生活習慣病の予防等の取組の強化

生活保護受給者は、医療保険の加入者等と比較して生活習慣病の割合が高いが、健診データ等が集約されておらず、生活習慣病の予防・重症化予防の取組が十分には実施できていない。

対象者に生活習慣の指導・必要な医療の受診勧奨等の支援（健康管理支援事業）を実施

福祉事務所



被保護者の医療・健康データを管理・分析し、対象者等を決定

全国の被保護者の医療・健康データを分析し、結果を情報提供

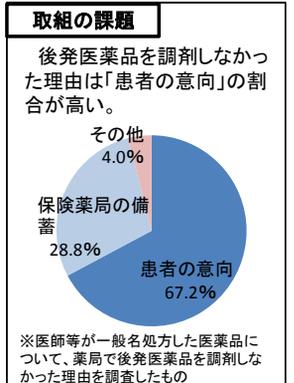
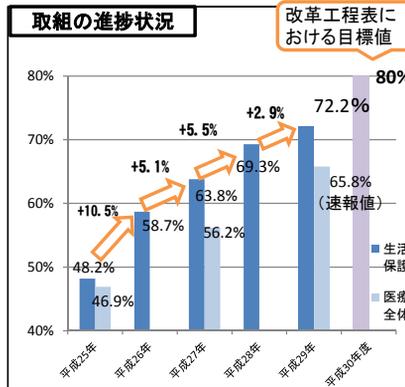
データに基づき、生活習慣病の予防等を推進する「健康管理支援事業」を創設。国は罹患状況等の分析・情報提供等により支援

2. 医療扶助における後発医薬品の使用原則化

○後発医薬品の使用の原則化を法律に規定（生活保護法第34条第3項の改正）

医師等が医学的知見等に基づいて、後発医薬品を使用することができると認めたものについては、原則として、後発医薬品による給付

- 後発医薬品使用割合は約7割となっている。
- 一方で、薬局において後発医薬品を調剤しなかった理由は「患者の意向」の割合が67.2%と高い。
- 地方自治体からも、使用割合80%に向けて、さらに取組を進めるためには、後発医薬品の原則化が必要 との意見
- 医師等が後発医薬品の使用を可能と認めている等の必要な条件の下で実施



貧困ビジネス対策と単独での居住が困難な方への日常生活支援

1. 無料低額宿泊所の規制強化（貧困ビジネス規制）

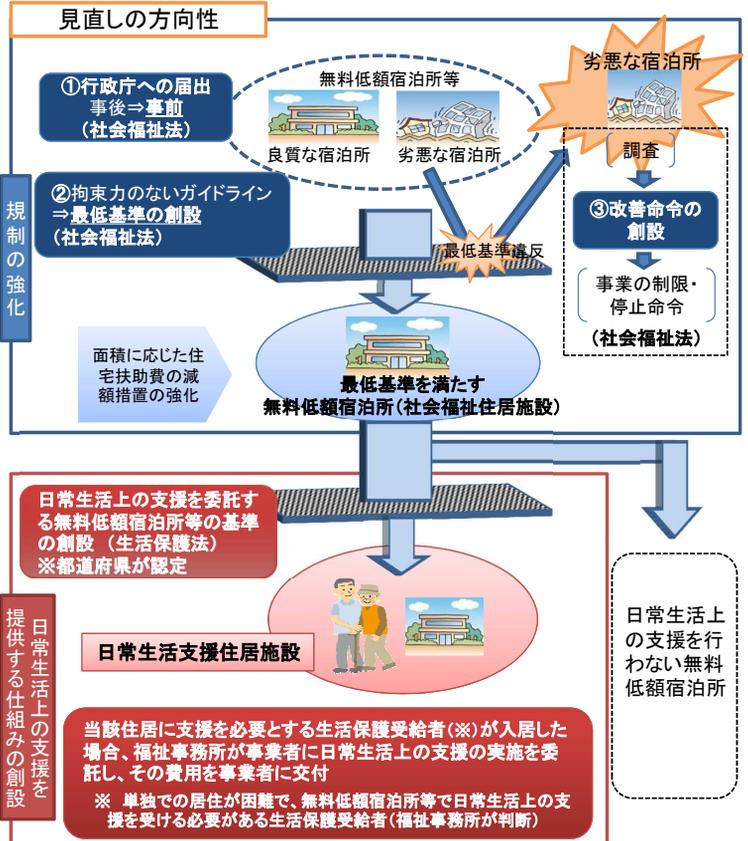
- 利用者の自立を助長する適切な支援環境を確保するため、社会福祉法を改正し、法令上の規制を強化
- ①無料低額宿泊事業について、新たに事前届出制を導入
- ②現在ガイドライン（通知）で定めている設備・運営に関する基準について、法定の最低基準を創設
- ③最低基準を満たさない事業所に対する改善命令の創設

2. 単独で居住が困難な方への日常生活支援

- 生活保護法を改正し、単独での居住が困難な生活保護受給者に対し、サービスの質が確保された施設において、必要な日常生活上の支援を提供する仕組みを創設
- ◆福祉事務所が、単独での居住が困難な受給者への日常生活上の支援の実施を、良質なサービスの基準を満たす無料低額宿泊所等に委託可能とする

無料低額宿泊所の現状（平成27年6月）

- 施設数：537、入所者数15,600人（うち生保受給者14,143人）
 - 居室面積：7.43㎡未満200施設(43%)（ガイドラインの基準：7.43㎡以上7.43～15㎡未満217施設(47%)（住宅扶助面積減額対象：15㎡以下）
 - 食費、その他の費用（光熱水費、サービス利用料など）を徴収する施設数、平均徴収月額：
 - 食費 453施設(84%) 28,207円
 - その他の費用 469施設(87%) 15,597円
- 結果として、86%の施設で、被保護者本人の手元に残る保護費が3万円未満



児童扶養手当の支払回数の見直し

- 児童扶養手当の支払回数について、現行の年3回(4月、8月、12月)から年6回(1月、3月、5月、7月、9月、11月)に見直す。

<現行>

2018(平成30)年4月支払				8月支払				12月支払			
2017.12月	2018.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月

<見直し案>

2019(平成31)年4月支払				8月支払				11月支払			2020年1月支払		3月支払	
2018.12月	2019.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2020.1月	2月

※ 見直しによる最初の支払(2019(平成31)年11月支払)は、8月分から10月分の3か月分の支払とし、それ以降は奇数月に2か月分を支払う。

※ 毎年8月に提出する現況届による手当額の改定は、地方自治体の事務処理期間を考慮し、12月支払分以降から1月支払分以降に見直す。

<参考> 児童扶養手当法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(衆議院・平成28年4月20日) 抜粋

- 児童扶養手当の支払方法については、地方公共団体における手当の支給実務の負担等を考慮しつつ、ひとり親家庭の利便性の向上及び家計の安定を図る観点から、支給回数を含め、所要の改善措置を検討すること。また、ひとり親家庭の自立を促す観点から、ひとり親家庭の家計管理の支援を推進すること。

<参考> 児童扶養手当法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(参議院・平成28年4月28日) 抜粋

- 児童扶養手当の支払方法については、地方公共団体における手当の支給実務の負担等を含めた状況を調査するとともに、ひとり親家庭の利便性の向上及び家計の安定を図る観点から、支給回数について隔月支給にすること等を含め、所要の措置を検討すること。また、ひとり親家庭の自立を促す観点から、ひとり親家庭の家計管理の支援を推進すること。

第2 簡素な給付措置（臨時福祉給付金）について

（1）簡素な給付措置について

「簡素な給付措置」（臨時福祉給付金）については、平成26年度の支給開始以来、平成27年度から28年度に実施した年金生活者等支援臨時福祉給付金（高齢者向け及び障害・遺族年金受給者向け）も含め、幾度に及ぶ事業実施にご理解とご協力をいただき、今年度にかけて実施した経済対策分（15,000円）も、2,000万人を超える対象者に支給のうえ事業終了を迎えることに、改めて厚く御礼を申し上げます。

（2）国庫補助金の精算業務等について

平成28年度から29年度にかけて実施した臨時福祉給付金（経済対策分）に係る国庫補助金の額の確定等については、順次手続きを行っているところであるが、実績報告書の提出時期が事業終了時期や確定年度等によって異なることから、平成29年12月20日付事務連絡及び平成30年1月12日付課長通知を確認いただき、所定の期限までに提出いただくようお願いする。

なお、実績報告書提出後に実支出額や交付決定額の修正などによる差し替え等が見られることから、提出にあたっては、執行額の確認等について細心の注意を払うよう管下市町村への周知等をお願いする。

また、平成30年度に新たな給付事業は予定されていないが、今年度まで実施した給付金の国庫補助金の精算業務等、一定の事務が終了するまで、引き続き社会・援護局総務課簡素な給付措置支給業務室として対応することとしている。

最終の実績報告書の提出時期については、平成30年6月末を予定しており、都道府県におかれては、円滑な事務処理実施の観点から、新年度においても引き続き補助金等の執行に関する事務の一部について御協力をお願いするとともに、組織の見直し、縮小を行う場合は、事務引継ぎに遺漏なきようお願いする。

なお、当該事務処理にかかる経費について、平成30年度予算は措置されていないので、ご理解願いたい。

（3）広報活動の終了について

国が実施してきた広報活動の終了に伴い、以下について承知おき頂くとともに、適

宜必要な対応に御協力をお願いする。

ア 特設ホームページ

簡素な給付専用特設ホームページ (<https://www.2kyufu.jp/>) は、今年度末で運用を終了する。

各自治体のホームページにおいてリンクを貼っている場合等には、バナーを削除頂くなどの対応をお願いする。

なお、新年度以降、給付金関係情報は厚生労働省HPに掲載する予定である。

イ 特設コールセンター

国民からの一般的な問合せに対応するため開設してきた特設コールセンター（0570-037-192）については、今年度末で終了し、新年度以降の問合せについては厚生労働省で対応する。なお、連絡先は改めて周知するので承知おき願いたい。

ウ ポスター・チラシ

各省庁や関係団体の協力の下、医療機関、交通機関、商業施設等に広く配布した経済対策分に係るポスター・チラシについては、申請期間のピークとなる昨年4月から6月頃までの設置をお願いし、多くの市町村において申請受付が終了した同年10月には、所管省庁等を通じてこれらの撤去を依頼してきたところである。

しかしながら、未撤去のポスター・チラシを見て、新たな給付が始まったと誤認され問い合わせしてくる事案が引き続き散見されたことから、本年2月に改めてポスター・チラシの撤去について周知を行ったところである。

各自治体におかれては、これらの取組を承知いただくとともに、ポスター・チラシ撤去の取組にご理解・御協力をお願いする。

なお、市町村の庁舎や関係施設内でポスター・チラシを見たという声も未だに聞かれることから、改めて市町村の施設内について確認・撤去の徹底に御協力をお願いする。

【参考】国庫補助金の諸手続について（平成30年1月24日付 自治体あて連絡添付資料）

別紙

平成29年度内確定希望等に係る今後の諸手続

A. 平成29年度内確定を希望する場合

以下は平成30年1月12日付課長通知「平成28年度臨時福祉給付金等給付事業費等の国庫補助における事業実績報告書の提出日について」及び「平成29年12月20日付事務連絡「臨時福祉給付金給付事業に係る執行手続き等について」にて対応

- 別添①～④の要綱で、年度内確定を希望、かつ、平成29年12月末日までに事業完了し、実績報告書提出
 - 平成30年1月31日 実績報告書×切 指定都市・中核市・都道府県（事務費のみ）
 - 平成30年2月9日 実績報告書×切 都道府県（市町村とりまとめ分）
 - 平成30年3月下旬 確定
 - 平成30年4月中旬 国庫返還期限

以下は前述の事業実績報告書の提出日に係る課長通知及び事務連絡に合わせて、平成30年1月12日付事務連絡「臨時福祉給付金事業費補助金及び臨時福祉給付金事務費補助金に係る仮事業実績報告書の提出について」にて対応

- 別添①～④の要綱で、平成29年度内確定を希望、かつ、平成30年1月～3月までに事業完了し、実績報告書提出
 - 平成30年2月23日（仮）実績報告書×切 指定都市・中核市・都道府県（事務費のみ） 都道府県（市町村分とりまとめ）
※ただし、電子メールのみ登録
 - 平成30年3月12日 実績報告書×切 2月までに事業完了した指定都市・中核市・都道府県（事務費のみ）
 - 平成30年4月10日 実績報告書×切 3月に事業完了した指定都市・中核市・都道府県（事務費のみ） 都道府県（市町村分とりまとめ）
 - 平成30年4月下旬 確定
 - 平成30年5月中旬 国庫返還期限

B. 別添③又は④の要綱に基づく最終追加交付（精算払分）を申請する場合

平成30年1月12日付課長通知「臨時福祉給付金等給付事業費及び臨時福祉給付金給付事業費の国庫補助における交付申請書等並びに事業実績報告書の提出日等について（最終追加交付（精算払分）」にて対応

- 平成30年1月26日 事前登録×切
- 平成30年2月2日 交付申請等×切
- 平成30年2月下旬～3月上旬 交付決定
- 平成30年4月3日 実績報告書×切
- 平成30年4月中旬 確定
- 平成30年4月27日まで 精算払い

C. 平成30年度確定を希望する場合

後日、平成30年6月29日×切実績報告書提出依頼を予定

（留意点）

- 当該手続きは各自治体の希望により、平成29年度内に事業を完了し、交付額の確定まで手続きを行うものです。
- したがって、それ以外については、上記C. 平成30年度確定による処理で差し支えありません。

（別添）

交付要綱及び交付決定のパターン

本給付金は以下の各交付要綱毎に実績報告書を提出することにより補助金の交付額を確定する。

- 平成28年度臨時福祉給付金等給付事業費補助金交付要綱（地方繰越した自治体が対象）
- 平成28年度臨時福祉給付金等給付事務費補助金交付要綱（同上）
- 平成29年度（平成28年度からの繰越分）臨時福祉給付金給付事業費補助金交付要綱（平成29年度中に交付決定した自治体が対象）
- 平成29年度（平成28年度からの繰越分）臨時福祉給付金等給付事務費補助金交付要綱（同上）

※交付決定は以下のいずれかのパターンで受けているので、該当する交付要綱を確認すること。

	平成28年度	平成29年度
事業費	平成28年度臨時福祉給付金等給付事業費補助金 ⇒ 平成29年6月30日までに実績報告書提出済み	平成29年度（平成28年度からの繰越分）臨時福祉給付金給付事業費補助金 <上記③要綱に基づき対応>
	平成28年度臨時福祉給付金等給付事業費補助金 <上記①要綱に基づき対応>	地方繰越 平成29年度（平成28年度からの繰越分）臨時福祉給付金給付事業費補助金 <上記③要綱に基づき対応>
	平成28年度臨時福祉給付金等給付事業費補助金 <上記①要綱に基づき対応>	地方繰越
事務費	平成28年度臨時福祉給付金等給付事務費補助金 ⇒ 平成29年6月30日までに実績報告書提出済み	平成29年度（平成28年度からの繰越分）臨時福祉給付金等給付事務費補助金 <上記④要綱に基づき対応>
	平成28年度臨時福祉給付金等給付事務費補助金 <上記②要綱に基づき対応>	地方繰越 平成29年度（平成28年度からの繰越分）臨時福祉給付金等給付事務費補助 <上記④要綱に基づき対応>
	平成28年度臨時福祉給付金等給付事務費補助金 <上記②要綱に基づき対応>	地方繰越

第3 矯正施設退所者の地域生活定着支援について

1 事業概要について

刑又は保護処分の執行のため矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所及び少年院）に収容されている人のうち、高齢又は障害のため釈放後直ちに福祉サービスを受ける必要があるものの釈放後の行き場のない人等は、釈放後に必要な福祉サービスを受けることが困難である。そのため、平成21年度から「地域生活定着支援事業（現在は地域生活定着促進事業）」が開始された。

本事業では、各都道府県の地域生活定着支援センターが、矯正施設収容中から、矯正施設や保護観察所、既存の福祉関係者と連携して、支援の対象となる人が釈放後から福祉サービスを受けられるよう取り組んでいただいている。

【地域生活定着促進事業におけるセンターの主な業務】

（1）コーディネート業務

保護観察所からの依頼に基づき、福祉サービスに係るニーズの内容の確認等を行い、受入れ先施設等のあっせん又は福祉サービスに係る申請支援等を行う。

（2）フォローアップ業務

コーディネート業務を経て矯正施設から退所した後、社会福祉施設等を利用している人に関して、本人を受け入れた施設等に対して必要な助言を行う。

（3）相談支援業務

懲役若しくは禁錮の刑の執行を受け、又は保護処分を受けた後、矯正施設から退所した人の福祉サービスの利用に関して、本人又はその関係者からの相談に応じて、助言その他必要な支援を行う。

2 平成30年度予算案の内容等について

（1）平成30年度予算案の内容について

本事業については、再犯防止推進法に基づき平成29年12月に閣議決定された再犯防止推進計画も踏まえ、平成30年度においては、矯正施設や福祉関係者等との連携を強化するために一定の充実を図る。

一方、本事業の取組み状況については、各都道府県の取扱件数に大きな差異が見られることもあり、定額補助(3/4相当額)の考え方を維持しつつ、矯正施設収容中から全国調整を行う基礎的な機能を担保し、かつ、業務件数に応じた必要な事業費を確保するため、平成30年度から、基礎事業費と実績に応じた事業費からなる補助基準額を設定する。

具体的には、「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金」のメニュー事業として、以下のとおり実施する。

ア 実施主体

都道府県（社会福祉法人、NPO法人等に運営委託可）

イ 補助率

定額補助（3／4相当）

ウ 補助基準額

実施主体ごとに以下の合計額を補助基準額とする。

- ・基礎事業費：13,500 千円
- ・コーディネート業務・フォローアップ業務の業務件数に応じた事業費
：1 件当たり 80 千円

※ 詳細については参考資料も参照されたい。

(2) 既存の福祉的支援等との連携強化等について

そもそも、犯歴の有無を問わず、ニーズがあつて真に支援を求める人に対しては、その真意に沿って、地域において福祉的支援が受けられる環境を整備することが必要であり、また、本事業は、限られた社会保障の資源を、長期間の身柄拘束で地域とのつながりを失った人に特に優先して活用し、広域調整によって必要な支援を地域で受けられるようにするものであつて、既存の福祉的支援との連携強化を進めることが重要であると考えている。

そのため、各都道府県においては、事業を効率的・重点的に実施する観点から、事業の内容や規模を精査し、適切な業務量を確保していただくとともに、既存の福祉的支援等との一体的実施や円滑な移行が行われるよう努めるなど、地域の社会資源を生かした事業実施をお願いしたい。関連して、平成 27 年 12 月 24 日に事務連絡「違法行為をした障害者・高齢者のうち福祉的支援を要し真に支援を望む人への支援について」を発出しているのので、連携強化の際の参考とされたい。

なお、被疑者・被告人段階の人への支援については、コーディネート業務及びフォローアップ業務の実施に支障を来さない限りにおいて、相談支援業務として実施することは不可能ではないとしてきていたところ、上記趣旨に鑑み、他に利用可能な事業がある場合はその活用に努めるなど、適切に対応されたい。

例えば、地域生活定着促進事業とは別事業であるが、資料 8 の法務省大臣官房秘書課再犯防止推進室の資料のとおり、平成 30 年度から、いわゆる入口支援の内容を含む「地域再犯防止推進モデル事業」が実施される予定であり、地域における被疑者・被告人段階の人の円滑な社会復帰の観点から、当該事業の積極的な活用も検討されたい。

また、法務省とは継続的に連携のあり方等に係る協議を行ってきたところ、地域生活定着支援センターの業務の円滑化を図るため、これまでも、センターに提供される情報の充実化や保護観察所による生活環境の調整の強化などを法務省側に要請し、実現されてきた。今後とも、都道府県やセンターの御意見を踏まえ、法務省と必要な協議を行っていく。

(参考1) 再犯防止推進計画(抄)

- 矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センター等の多機関連携の強化等
法務省及び厚生労働省は、矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センター等の多機関連携により、釈放後速やかに適切な福祉サービスに結び付ける特別調整の取組について、その運用状況等を踏まえ、一層着実な実施を図る。また、高齢者又は障害のある者等であって自立した生活を営む上での困難を有する者等に必要な保健医療・福祉サービスが提供されるようにするため、矯正施設、保護観察所及び地域の保健医療・福祉関係機関等との連携が重要であることを踏まえ、矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センターなどの関係機関との連携機能の充実強化を図る。【法務省、厚生労働省】

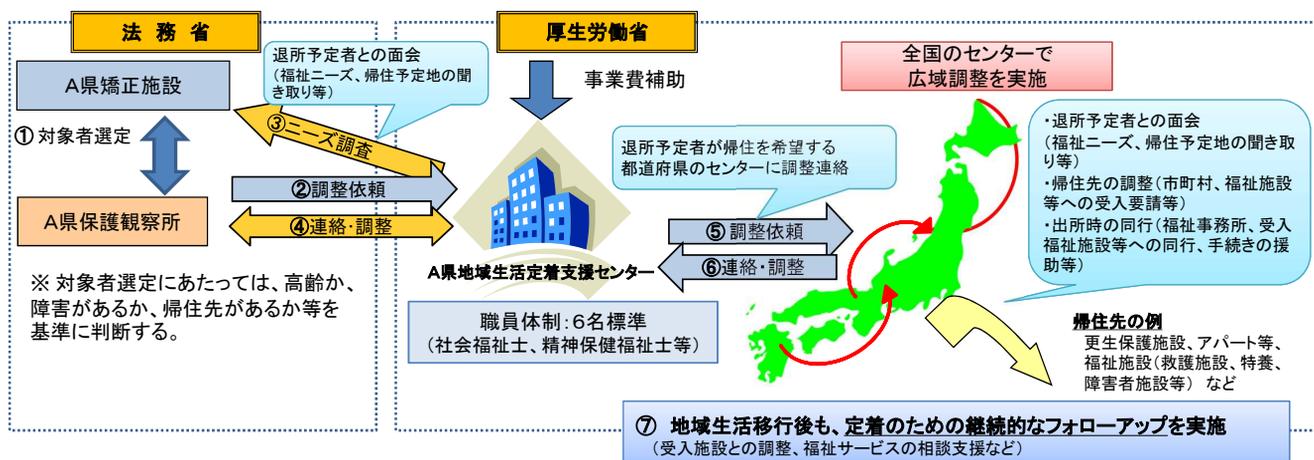
- 地域福祉計画・地域医療計画における位置付け
厚生労働省は、地方公共団体が、地域福祉計画や地域医療計画を策定するに当たり、再犯防止の観点から、高齢者又は障害のある者等を始め、保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等に対し、保健医療・福祉サービス、住まい、就労、その他生活困窮への支援などの地域での生活を可能とするための施策を総合的に推進するよう、必要な助言を行う。法務省及び厚生労働省は、地方公共団体が地方再犯防止推進計画を策定するに当たり、地域福祉計画を積極的に活用していくことも考えられることから、関係部局と連携を図るよう、必要な周知を行う。【法務省、厚生労働省】
 - ※ 再犯防止推進計画については、平成29年12月28日付け厚生労働省社会・援護局総務課・障害保健福祉部企画課事務連絡「再犯防止推進計画の決定について」においても連絡しているので、御確認願いたい。
 - ※ 地域福祉計画については、平成29年12月12日付け子発1212第1号・社援発1212第2号・老発1212第1号厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連名通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」において、市町村地域福祉計画・都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドラインをお示ししているので、御確認願いたい。

(参考2) 関連通知等

- 刑事施設、少年院及び保護観察所と地方公共団体、公共の衛生福祉に関する機関等との連携の確保について（平成21年4月1日付け法務省保観第206号、社援発第0401019号）
- 生活困窮者自立相談支援事業等の実施について（平成27年7月27日付け社援発0727第2号）別添地域生活定着促進事業実施要領
- 「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」について（平成21年5月27日付け社援総発第0527001号）
- 地域生活定着促進事業に係る質疑応答集（平成29年3月24日最終改正）

地域生活定着促進事業

- 平成21年度より、高齢又は障害により支援を必要とする矯正施設退所者に対して、**保護観察所と協働し退所後直ちに福祉サービス等につなげる「地域生活定着支援センター」**の整備を実施。
- 平成23年度末に**全国47都道府県への整備が完了し、平成24年度からは全国での広域調整が可能に。**
- 地域生活定着支援センターでは、①入所中から帰住地調整を行うコーディネート業務②福祉施設等へ入所した後も継続的に支援するフォローアップ業務③地域に暮らす矯正施設退所者に対して福祉サービスの利用等に関する相談支援業務を実施。
(平成28年度は延べ1,384人のコーディネートを実施し、うち694人が受入先に帰住)



地域生活定着促進事業の平成30年度における補助基準額(案)

1. 基本的な考え方

- 再犯防止推進法に基づき平成29年12月に閣議決定された再犯防止推進計画も踏まえ、平成30年度においては、矯正施設や福祉関係者等との連携を強化するため、一定の充実を図る。
- 一方、本事業の取組み状況については、各都道府県の取扱件数に大きな差異が見られることもあり、定額補助(3/4相当額)の考え方を維持しつつ、矯正施設収容中から全国調整を行う基礎的な機能を担保し、かつ、業務件数に応じた必要な事業費を確保するため、基礎事業費と実績に応じた事業費からなる補助基準額を設定する。

2. 補助基準額(案)

都道府県ごとに以下の合計額を補助基準額とする。

補助基準額(案)	
基礎事業費	13,500千円 ((17,000千円 + 1,000千円) × 3/4) (調査研究事業における試算から) (連携強化費)
コーディネート業務・フォローアップ業務の業務件数に応じた事業費	1件当たり80千円 (調査研究事業における試算から)

- ※ 各基準については、平成29年度社会福祉推進事業における調査研究事業による試算を算出の根拠としている。
- ※ 基礎事業費については、3/4相当により積算する。
- ※ 業務件数については、「地域生活定着促進事業実績状況調べ」における平成26年度～平成28年度のコーディネート業務の実績とフォローアップ業務の実績の合計(フォローアップ業務の実績については1/2相当)により積算する。各年度の実績は、それぞれの業務の「支援継続中件数」の合計と「年度内支援終了件数」の合計を足したものとする。
なお、積算に当たっては、業務件数の合計が101件以上の場合は50件ごと、100件以下の場合には25件ごとに区分けし、各区分の最大値(例: 101件～150件は150件相当、76件～100件は100件相当)を3で除したものにより積算する。

3. 経過措置等

- 経過措置として、上記2で算出した基準額と平成29年度の交付額を比較し、5%以上の減額となる場合は、平成29年度の交付額の95%の補助基準額とする。
- この基準に依り難い場合には、個別協議による対応を検討。

※ 平成31年度以降は、予算の執行状況を踏まえつつ、経過措置の縮小又は2の基準額への完全移行を検討。

地域生活定着支援センターの平成28年度の支援状況と職員配置状況

(単位:人)

(単位:人)

	コーディネーター	フォローアップ	相談支援	職員配置 H29.3.31 現在
北海道	74	164	27	12
青森県	13	20	1	5
岩手県	13	12	10	4
宮城県	30	41	28	7
秋田県	9	13	23	5
山形県	22	20	8	5
福島県	13	23	2	5
茨城県	23	37	3	4
栃木県	17	30	6	8
群馬県	23	54	41	5
埼玉県	54	144	40	12
千葉県	54	46	31	5
東京都	104	165	10	8
神奈川県	62	63	4	6
新潟県	34	32	54	5
富山県	9	14	9	4
石川県	9	12	6	5
福井県	17	38	30	4
山梨県	11	12	43	4
長野県	21	12	12	5
岐阜県	15	15	80	6
静岡県	45	51	11	4
愛知県	100	156	33	9
三重県	24	39	9	5
滋賀県	15	23	82	5
京都府	34	32	11	6
大阪府	63	107	50	5
兵庫県	28	23	60	6
奈良県	10	17	36	5
和歌山県	26	19	54	5
鳥取県	15	20	10	4
島根県	7	9	11	5
岡山県	20	15	69	4
広島県	35	46	13	5
山口県	10	12	15	6
徳島県	9	12	29	7
香川県	19	36	14	4
愛媛県	15	30	2	3
高知県	13	9	59	4
福岡県	68	105	7	6
佐賀県	32	44	31	7
長崎県	46	88	117	5
熊本県	21	38	25	6
大分県	20	40	23	6
宮崎県	13	17	51	6
鹿児島県	35	36	3	6
沖縄県	34	46	7	6
合計	1384	2037	1300	264

- 各都道府県の人口規模や支援を受ける人の希望、福祉サービスの資源量その他、矯正施設の性質・定員等に偏在があることなどのため、上記の数値を比較等して、各都道府県の取組姿勢その他を評価することはできない。
- 上記のコーディネーターの数値は、支援を受けた人の実数であり、他のセンターに対応を依頼した件数は含まれていない。
- 上記の職員配置の数値は、常勤換算化されていない(非常勤や兼務の職員数も含まれている。)